

東山広報板

東山区役所 〒605-8511 清水5丁目130-6
☎561-1191(代表) ☎541-9104

「京都いつでもコール」市政情報総合案内コールセンター 午前8時～午後9時(年中無休)
電話 661-3755 FAX661-5855 ※かけ間違いにご注意ください。
電子メール (以下のホームページから)
パソコン <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html> 携帯電話 <http://www.city.kyoto.lg.jp/mobile/main/page/0000180068.html>

● 相談 ●

弁護士による無料法律相談

法律的な相談事について、お一人につき20分以内で弁護士が相談に応じます。

日時 毎週水曜日(祝日を除く)

午後1時15分～3時45分

受付 午後1時～3時20分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

定員 7名(先着順)



行政相談委員による無料行政相談

国の行政に関する相談や意見・要望について行政相談委員が相談に応じます。

日時 3月3日(木)午後1時30分～3時30分

場所 区総合庁舎2階地域力推進室相談室

● 保険年金 ●

国民年金 こんなときには届出を

日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第1号被保険者として加入していただくことになっています(厚生年金保険に加入している第2号被保険者または第2号被保険者に扶養されている第3号被保険者を除く)。

<国民年金第1号被保険者に該当するとき>

○20歳になったとき

○会社などを退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとき

○第3号被保険者が厚生年金保険の被保険者の扶養からはずれたとき

第1号被保険者に該当する方で加入の届出がまだの方は、至急届出をしてください。

※老齢基礎年金を受給するためには、保険料納付済期間や免除期間などを合わせて25年以上必要です。

※加入の届出をしなかったり、保険料を未納のままにしておくと、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないこともありますのでご注意ください。

※第3号被保険者に該当するときは、配偶者の勤務先を通じて年金事務所へ届出をしてください。

問合せ 保険年金課年金担当(☎561-9199)

国民健康保険、後期高齢者医療の保険料の納付は口座振替が便利です

口座振替をご利用になりますと、毎月納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

お申し込みは、①領収書または納入通知書など国保記号番号(後期高齢者医療の場合は、被保険者番号と徴収番号)のわかるもの、②預金通帳、③口座の届出印をお持ちのうえ、お取引のある金融機関、ゆうちょ銀行または保険年金課の窓口へ。

国民健康保険の口座振替は、下記の金融機関のキャッシュカードを保険年金課の窓口へ持参いただければ、届出印がなくても、お申し込みができます。

京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行(郵便局)、滋賀銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行

特別徴収(年金からの引き落とし)されている方で、口座振替への変更をご希望される場合は、口座振替をお申し込みのうえ、保険年金課に特別徴収停止をお申し出ください。

問合せ 保険年金課資格担当(☎561-9197)

● 福祉 ●

児童扶養手当について

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は手当の一部または全部支給停止となり、児童が児童福祉施設に入所している場合は、支給されません。

なお、昭和60年8月1日から平成10年4月1日の間に支給要件に該当された方は請求できません(父子家庭の父を除く)。

児童の年齢 18歳に到達以後最初の3月31日までの児童(特別児童扶養手当の対象となる程度の障害の状態にある場合は20歳未満)

手当額(月額) 前年の所得額(手当の受給者が児童の母(父)の場合、児童の父(母)から母(父)または児童が受け取った前年の養育費の8割相当額を含む。)に応じて支給額が決まります。

	全部支給	一部支給
児童1人	42,000円	9,910円～41,990円
児童2人	47,000円	14,910円～46,990円

※3人目以降の児童は、1人増えるごとに3,000円が加算されます。

問合せ 支援保護課支援第一担当(☎561-9350)

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当は、中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で養育している父母、または父母に代わってその児童を育てている人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当は、請求された月の翌月分から支給されますが、所得が一定以上ある場合は支給停止となり、児童が児童福祉施設などに入所している場合などは支給されません。

児童の年齢 20歳未満の児童

手当額(月額) 障害の程度に応じて対象児童1人につき、1級 51,100円、2級 34,030円

問合せ 支援保護課支援第二担当(☎561-9348)

● 保健 ●

東山保健センター運営協議会委員を募集

東山保健センターの運営について、利用者代表として意見交換をしていただく委員を募集します(会議は公開)。

募集委員数 2名

募集期間や委員の任期など詳細は、下記までお問い合わせください。

問合せ 健康づくり推進課管理担当(☎561-9127)

東山図書館

東山区総合庁舎南館2階 ☎541-5455

開館：午前9時30分～午後5時

(平日の月・木曜日は午後7時まで)

休館：毎週火曜日

おたのしみ会

日時 2月27日(土)午前11時～

内容「絵本の読み聞かせなど」

図書特別整理に伴う臨時休館

期間 2月29日(月)～3月2日(水)



3月のテーマ図書の展示と貸出

期間 3月3日(木)～3月31日(木)

「お茶会」(一般書・児童書)

「はる」(絵本)

赤ちゃんのおたのしみ会～ブックスタート～

日時 3月10日(木)午前11時～

内容「赤ちゃんえほんのよみかかせなど」

東山青少年活動センター

東山区総合庁舎2階 ☎541-0619

開館：午前10時～午後9時

(日曜日、祝日は午後6時まで)

休館：毎週水曜日

布でアートしよう!

東山アートスペース(知的障がいをもつ青少年のアトリエ活動)の出張プログラム。布を染めたり、布に描いたり、布を貼ったりしてアートを体験!コースターやハンカチなどをつくれるほか、みんなで大きな布をアート作品にします。

日時 3月13日(日)午前11時30分～午後2時

対象 市内在住の方

参加費 500円

定員 50名(先着順)

場所 ゼスト御池

申込み 直接来館にて受付。

詳細はお問い合わせください。

カレンダー 2/15～3/14

2月	行事名	掲載面
15 月	「笑顔の絵」展示(～3月4日)	2面
16 火		
17 水	相談 弁護士による無料法律相談	4面
18 木		
19 金		
20 土		
21 日		
22 月		
23 火		
24 水	相談 弁護士による無料法律相談	4面
25 木		
26 金		
27 土	図書館 おたのしみ会	4面
28 日		
29 月	図書館 図書特別整理に伴う臨時休館(～3月2日)	4面

3月	行事名	掲載面
1 火		
2 水	第2回東山区教育フォーラム	2面
	「東山おもてなし学校」第5回講習会申込み締切	2面
	相談 弁護士による無料法律相談	4面
	相談 行政相談委員による無料行政相談	4面
3 木	図書館 3月のテーマ図書の展示と貸出(～31日)	4面
4 金	地域福祉シンポジウム	3面
5 土	有害・危険ごみ等の移動式拠点回収事業	3面
6 日	第9回スマイルミュージックフェスティバル	2面
7 月		
8 火	「東山おもてなし学校」第5回講習会	2面
9 水	相談 弁護士による無料法律相談	4面
10 木	図書館 赤ちゃんのおたのしみ会～ブックスタート～	4面
11 金		
12 土		
13 日	東山職人たちの冒険	2面
	青少年 布でアートしよう!	4面
14 月	京都ハンナリーズ東山区民デー申込み締切	2面

※時間、会場、問い合わせ先などは、掲載記事をご覧ください。